

福島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を、公正中立な第三者による評価機関が専門的・客観的に評価することにより、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結びつけることを目的とし、この「福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）」の適切な実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 評価事業の実施主体は、福島県とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 福祉サービス第三者評価基準及び評価手法に関すること
- (3) 福祉サービス第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者の養成研修及び継続研修に関すること
- (5) 評価事業に関する情報公開及び普及啓発に関すること
- (6) 福祉サービス第三者評価に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他評価事業の推進に関すること

(会議の設置)

第4条 県は、評価事業の公正・中立性及び専門性を確保するため、「福島県福祉サービス第三者評価推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、前条に掲げる事業を行うにあたっては、推進会議に意見を求めるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月 1日から施行する。